住民税減税と固定資産税評価替え

平成3年度に実施されます

平成3年度は、固定資産税の評価替えの年に当たり、全国で六千五百億円の増収が見込まれています。この評価替えによる市民の税負担を緩和するために、個人住民税の減税が実施されます。ここでは、その住民税減税と固定資産税評価替えの概要を説明します。

市県民税

地方税法の改正で大幅な減税に

個人住民税（県民税・市町村民税）の減税は、平成三年度に実施され、その内容は次のとおりです。

□所得割の税率の適用区分が変わります（表1）。

□基礎控除、配偶者控除、扶養控除、配偶者特別控除の額が、それぞれ三十万円から三十一万円に引き上げられます。

□非課税限度額が、引き上げられます（表2）。

これら市県民税の減税は、後で述べる固定資産の評価替えによる増加分を大幅に上回る減税になっています（表3および7ページ表6の減税例をご覧ください）。

表1　住民税所得割の税率の適用区分

税率区分			課税所得区分	
市民税	県民税	計	現行	改正後
3%	2%	5%	120万円以下	160万円以下
8%	2%	10%	500万円以下	550万円以下
11%	4%	15%	500万円超	550万円超

※課税所得とは、収入から必要経費（給与の場合は給与所得控除）を差し引いて、さらに配偶者控除や生命保険料控除などの所得控除を行った後の金額をいいます。

表2　住民税の非課税限度額

均等割	現行	27万2000円×（扶養などの家族数＋1）
	改正後	27万2000円×（扶養などの家族数＋1）＋3万2000円

※扶養などの家族がない場合は、3万2000円の加算はありません。

所得割	現行	34万円×（扶養などの家族数＋1）＋9万円
	改正後	34万円×（扶養などの家族数＋1）＋15万円

※扶養などの家族がない場合は、9万円および15万円の加算はありません。

固定資産税

宅地上昇率は市平均で5・9%

固定資産税は、三年に一度評価替えが行われ、平成三年度はその年にあたります。

土地の評価替えは、平成元年七月一日を基準日として、それ以前三年間の地価の動向などを基にして行われます。

東京都心から始まった地価の高騰は、大都市の商業地や住宅地にも広く及びました。しかし、地方の中小都市では比較的安定しています。新津市では、宅地の評価額は、全市平均で五・九%（昭和六十三年度の評価替えでは九・六%）の上昇になっています。

税負担を緩和する負担調整

この評価替えに伴う税負担の増加を緩和するために、負担調整措置が実施されます。これは、評価の上昇率が大きい場合、一度に税額を上げないで数年かけて段階的に税額を上げていくものです。この段階的な税額の上げ幅（負担調整率）は、平成三年度課税標準額を平成二年度課税標準額で割った上昇率によって、表4のように定められています。

今回の措置では、特に住宅やアパートなど人が住むための家屋が建っている宅地（住宅用地）については、なだらかな増加になっています。

□**負担調整の具体例**

ある宅地を例に試算した固定資産税（土地のみ）の額は、7ページ表5のとおりです。負担調整措置のない税額に比べ、一割ほど安くなっているのがわかります。

表4　固定資産税の負担調整措置

区分	上昇率	負担調整率
住宅用地	1.27倍以下	1.05
	1.27倍を超え、1.43倍以下	1.075
	1.43倍を超え、1.6倍以下	1.1
	1.6倍を超え、2.0倍以下	1.15
	2.0倍を超え、2.4倍以下	1.2
	2.4倍を超え、3.0倍以下、3.0倍を超える	1.25
		1.3
住宅用地以外の宅地で法人が所有しているもの	1.3倍以下	1.1
	1.3倍を超え、1.7倍以下	1.2
	1.7倍を超え、2.1倍以下	1.3
	2.1倍を超える	1.4
その他の宅地など	1.15倍以下	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下	1.2
	1.7倍を超え、1.9倍以下	1.25
	1.9倍を超える	1.3
農地	1.075倍以下	1.025
	1.075倍を超え、1.15倍以下	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下	1.15
	1.5倍を超える	1.2

表3 住民税所得割の減税例（給与所得者）

△夫婦子ども2人（うち子ども1人に特定扶養控除―16～22歳―の適用）の場合

※給与収入金額（円）	税負担額 平成2年度 ㋐（円）	税負担額 改正後 ㋑（円）	軽減額 ㋐－㋑（円）
100万	0	0	0
200万	0	0	0
300万	8700	6200	2500
400万	4万3700	4万1200	2500
500万	10万500	7万7700	2万2800
600万	17万8500	15万3500	2万5000
700万	26万6500	24万1500	2万5000
800万	35万4500	32万9500	2万5000
900万	44万3700	41万7500	2万6200
1000万	57万5700	52万3200	5万2500
1500万	133万3200	128万2200	5万1000
2000万	204万5700	199万4700	5万1000
3000万	347万700	341万9700	5万1000
5000万	632万700	626万9700	5万1000

※給与収入金額…給与として支払いを受けた金額

お買物、ご用命は市内で

動物も家族の一員です。

診療時間
平日
AM9:00～12:00 外来受付
PM1:00～3:00 手術時間
PM3:00～6:30 外来受付
土曜日
AM9:00～12:00 外来受付
PM1:30～3:00 外来受付
日曜・祭日（予約）
AM9:30～11:30 外来受付

案内
●犬・猫・小鳥・小動物診療
●内分泌科
●皮膚科
●犬　人工授精科
●動物コンサルタント
●処方食・フード
●グルーミング
●ホテル

小島動物病院 秋葉2丁目（秋葉公園入口） Phone24－2223

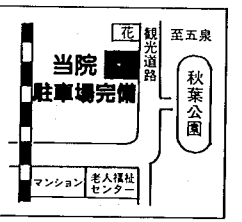

家屋の評価替えは評価基準見直しで

家屋の評価替えは、建築物価（資材費、労務費など）の上昇を踏まえた、評価基準見直しという形で行われます。主な家屋の評価基準の上昇幅は、次の通りです。

□木造専用住宅…約14%

□軽量鉄骨造専用住宅…約7%

□鉄骨造事務所、店舗…約6%

新築家屋（平成二年建築）は、見直し後の新しい評価基準によって評価されます。

在来家屋（平成元年以前の建築）も、新しい評価基準で再評価されます。これによって価格は上昇しますが、年数の経過による損耗が価格上昇を上回る家屋については減価が行われ、それ以外の家屋は前年度価格に据え置かれます。

また、床面積が二百平方メートル以下の新築住宅については、新築後三年間固定資産税が軽減されます。

表5　負担調整措置の具体例

住宅用地200㎡（約60坪）で評価額（1㎡当たり）が平成2年度1万4000円、平成3年度1万6000円とした場合、負担調整率は、1.05になり、次のように負担が調整されます。

年度	平成2年度	平成3年度～	平成3年度（負担調整がない場合）
税額	9800円	1万200円	1万1200円

＊100円未満切り捨て

表6　モデル世帯による減税の具体例

税類	税負担額 平成2年度㋐	税負担額 平成3年度㋑	増減額 ㋐－㋑
市県民税（表3）	10万500円	7万7700円	△2万2800円
固定資産税	5万6000円	5万6400円	400円
内訳 土地	9800円	1万200円	400円
内訳 住宅	4万6200円	4万6200円	0円
計	15万6500円	13万4100円	△2万2400円

住民税と固定資産税を合わせた減税の効果を、次のモデル世帯で概算すると、上の表6のように約2万2000円の減税になります。

◇モデル世帯
- 夫婦子ども2人（うち1人は特定扶養控除者）
- 給与収入…500万円
- 土地…200㎡（評価額は表4に同じ）
- 住宅…130㎡（約40坪）築後10年、評価額330万円

免税点も引き上げに

このほか、今回の評価替えに伴い、免税点が次のように引き上げられます。

□土地…15万円→30万円

□家屋…8万円→15万円

□償却資産…100万円→150万円

＊一納税者の課税標準額の合計が免税点未満の場合、固定資産税はかかりません。

固定資産課税台帳の縦覧

平成三年度の固定資産課税台帳の縦覧は、地方税法の改正などの都合で延期していましたが、次の日程で行います。

□期日…4月6日（土）～25日（木）。日曜日と第2土曜日（4月13日）は除く。

□時間…午前8時30分～午後5時（土曜日は、午後零時15分まで）

□縦覧場所…市役所税務課資産税係（市役所2階⑫番窓口）

□縦覧できる人…縦覧される固定資産の所有者、納税管理人、その他の関係者（所有者の委任状または同意書が必要です。）

固定資産税一期分の納期が変更に

縦覧期間の延期によって、今年度に限り、固定資産税第一期分の納付期限が、次のように変更になります。

□固定資産税第一期納期…5月16日（木）～31日（金）

問い合わせ

市役所（☎24－2111）の次の係へお尋ねください。

□市県民税…税務課市民税係（内線218、219）

□固定資産税…税務課資産税係（内線212、213）

退職者医療制度

新津市国民健康保険の加入者で、会社や役所に勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受給している六十九歳までの人とその扶養家族は、退職者医療制度によって診療を受けることになります。

退職被保険者本人が、七十歳に達すると老人保健制度の適用を受け、老人保健で診療を受けますが、その場合、七十歳未満の扶養家族は一般の国民健康保険の被保険者になります。

対象になる人

次の条件すべてに該当する人とその扶養家族です。

①国保に加入している人

②厚生年金や共済年金などから老齢（退職）年金を受給している人、またはこれらの加入期間が二十年以上、あるいは四十歳を過ぎてから、これらの年金加入期間が十年以上の通算老齢（退職）年金を受給している人

③老人保健の適用を受けていない人

診療を受けるとき

病院、医院の窓口へ退職被保険者証を提出して診療を受けます。給付は、次のようになります。

・退職被保険者本人…医療費の8割（自己負担2割）

・扶養家族…外来受診の場合は医療費の7割（自己負担3割）、入院の場合は医療費の8割（自己負担2割）

＊扶養家族と認められるのは、退職被保険者と同居し、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している人です。

保険料

退職被保険者の保険料は、一般の被保険者に準じて算定され、世帯単位に割り当てられます。

資格の発生と届出

退職被保険者の資格は、年金の受給権が発生した日に生じますので、年金証書、印かん、保険証を持参して、市役所市民課窓口❷番へ提出してください。

くわしいことは、保健課保険給付係（☎24－2111内線138、139）へ。

お買物、ご用命は市内で

春風に甘く香ります
熊本温室 プリンスメロン アンデスメロン
ご贈答にどうぞ……

フルーツ&ギフト やまいし 本町2（新光商店街） TEL 23－0397

'91成人式 振袖姿でドキドキ おとなの気分でワクワク
Bridal Salon 伝 丸伝
新津店 本町1丁目☎(24)3355(代) 新潟店 古町九番町☎025(228)5881